

高津区役所窓口呼出番号表示システム等導入に係る企画提案評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高津区役所窓口への番号表示システム等導入に係る企画提案（以下「企画提案」という。）の評価を実施するため、高津区役所窓口呼出番号表示システム等導入に係る企画提案評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、企画提案評価を行うため、委員を招集し、委員会を開催する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

4 委員会の定足数は、委員の過半数とする。

5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長が決する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 企画提案の評価に関すること。

(2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(参加表明手続)

第4条 企画提案書の提出を希望するものは、指定する日までに企画提案参加意向申出書（第1号様式）及び必要書類を区長あて提出しなければならない。

(プレゼンテーション開催の通知)

第5条 区長は提案者に対し、速やかに企画提案参加通知書（第2号様式）により、プレゼンテーション開催について通知するものとする。

(事業者の選定)

第6条 委員会は、提案者より企画提案書の提出を受け、提案内容の審査及び評価を行う。なお、委員会の委員は必要があると認めるときは、企画提案書につき必要な事実関係の調査をすること及びプレゼンテーションにおいて提案者に質問をすることができる。

2 提出された企画提案書は、委員会の委員が高津区役所窓口呼出番号表示システム等導入に係る企画提案評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき評価を行う。

3 評価基準に基づき、企画提案書の評価点の最も高い提案者を事業者とする。なお、当該事業者が辞退した場合は、次に評価点の高い提案者を繰り上げて事業者とする。ただし、各項目の評価点の総合計点が、配点の10分の6未満の場合は、

最も高い点を得た提案であっても決定事業者としない。また、評価点の各項目において、その項目の配点の10分の3以下の得点である項目が1つでも存在する場合には、委員会は企画提案書の評価点の最も高い提案者であっても事業者としない。

- 4 前項において、評価点が最高である提案者が複数であった場合は、当該提案者全員でくじ引きを行い、当たりくじを引いた提案者を事業者とする。

（事業者の決定）

第7条 区長は委員会から事業者の選定の報告を受けて事業者を決定し、その結果を結果通知書（第3号様式）により、各提案者あて通知する。

（提案者の資格）

第8条 提案者は企画提案書の提出をするとき及び委員会が事業者の選定を行おうとするときに、次の各号に定める事項を満たしていなければならない。

- (1) 川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準に規定する規制業種・事業者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、高津区役所まちづくり推進部総務課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月2日から施行する。

別表（第2条関係）

委員長	高津区役所まちづくり推進部長
委員	高津区役所区民サービス部長 高津区役所まちづくり推進部総務課長 高津区役所まちづくり推進部企画課長 高津区役所区民サービス部区民課長 高津区役所区民サービス部保険年金課長 高津区役所地域みまもり支援センター児童家庭課長